

# 国の第二次計画と道の現行計画の比較と改定方向

資料4-4

重点課題に係る具体的施策

1 【就労・住居の確保等のための取組】

【就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組】

【就労・住居の確保等】

【就労・住居の確保等】

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)								
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
1	1	(1) 就労の確保等	① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得 職業適性の把握	法務省は、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施する。	法務、厚労	1	(1) 就労の確保等	① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得 職業適性の把握等	法務省は、矯正施設において、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性、個々の受刑者等が持つ能力等を把握するためのアセスメントを適切に実施するとともに、その結果を踏まえ、刑期の早い段階から、社会復帰後を見据え、職業訓練や就労支援指導を計画的に実施していく体制の整備を検討する。 (修文)	法務、厚労											
						2	イ	施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立	法務省は、厚生労働省の協力を得て、効果的に就労支援を実施するため、出所後の本人を取り巻く生活環境を踏まえるなどし、矯正施設在所中から出所後の職場定着までの計画的かつ一貫した指導・支援に取り組む。 (新規)	法務、厚労											
2	2	イ	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援	法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設における協力雇用主、生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話、社会貢献作業等を実施する。また、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした指導・訓練を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための指導及び支援の充実を図る	法務、厚労	3	ウ	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等	法務省は、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした刑務作業や指導を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための処遇の充実を図る。 (修文(一部達成))	法務	1	(1) 就労の確保等	① 就労に向けた相談・支援の充実	(就労に向けた職業訓練) 道立高等技術専門学院(MONOテク)や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。	経済部	1	(1) 就労の確保等	① 就労に向けた相談・支援の充実	(就労に向けた職業訓練) 道立高等技術専門学院(MONOテク)や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。	経済部	

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
				図る。							2			(関係職員に対する研修) 生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。	保健福祉部	2		② 就労した者の離職の防止及び再就職支援	(関係職員に対する研修) 生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。	保健福祉部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)											
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局							
3	3	ウ	矯正施設における職業訓練等の充実	法務省は、各矯正施設において、需要が見込まれる分野に必要な技能の習得を意識した効果的な職業訓練等を行うため、総務省及び厚生労働省の協力を得て、矯正施設、保護観察所のほか、地方公共団体、都道府県労働局、地域の経済団体、協力雇用主、各種職業能力開発施設、専門教育機関等が参画する協議会等を開催し、各矯正施設における職業訓練等の方針、訓練科目、訓練方法等について検討する。その結論を踏まえ、矯正施設職員に対する研修を充実させること、矯正施設における職業訓練等上記の関係機関等が参画することを推進すること等を通じて、矯正施設における職業訓練等の実施体制の強化を図るとともに、矯正施設が所在する地域の理解・支援を得て、外部通勤制度や外出・外泊等を積極的に活用し、受刑者等に矯正施設の外で実施される職業訓練を受講させたり、協力雇用主等を訪問させたりすることを可能とする取組を推進する。	総務、法務、厚生	4	エ	刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等	法務省は、拘禁刑下において、刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に必要な場合に行わせるべきものと位置付けられたことを踏まえ、アセスメント結果を基に動機付けを十分に行って就労意欲を喚起した上で、個々の受刑者の特性に応じた刑務作業を適切に課す。また、社会復帰後の自立や就労を見据えて、実社会で必要となる社会性や自発性を身に付けさせるためのコミュニケーション能力やマネジメント能力等を養成する刑務作業等を実施するほか、高齢の受刑者や心身に障害のある受刑者のうち、福祉的支援の対象とならない者に対しても、就労につながるよう、その心身の機能の維持・向上を図る刑務作業等を実施する。 (旧3を分割・旧21を統合)	法務	5	オ	刑事施設における職業訓練等の充実	法務省は、関係機関や犯罪をした者等の雇用を希望する事業主等から意見を聴取するなどし、雇用ニーズに合わせて訓練種目の整理を行うとともに、就労に必要なパソコンスキルや職場等への定着に欠かせない課題解決能力については、勤労を中心として自立した社会生活を営んでいく必要がある全ての受刑者に対し、訓練・指導する体制を構築する。また、職業訓練を修了した者に対しては、可能な限り関連する刑務作業に就業させることにより、身に付けた知識や技能を維持・向上させるほか、出所前における訓練内容の再指導や、出所後の就労先となる企業と連携した実践的訓練を積極的に実施するなどし、職業訓練及び刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとなるよう、その内容の見直しを含め、より一層の充実強化を図る。加えて、法務省は、厚生労働省の協力を得て、協力雇用主、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話や職場定着等に向けた指導・支援を充実させる。 (旧3を分割・旧21を統合)	法務、厚生												

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
4	4		エ 資格制限等の見直し	法務省は、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、2年以内を目標に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。	各府省	6		カ 資格制限等の見直し	法務省は、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」において実施した資格制限の見直しに関するニーズ調査結果、各資格等に関する制限内容及びその趣旨等に関する調査結果や、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の審議における資格制限の見直しに関する議論の内容等を踏まえ、関係省庁と協力し、前科があることによる資格等の制限やその運用の在り方・方向性について、総合的な検討を進める。各府省は、その検討結果を踏まえ、所管する資格等の制限やその運用の在り方について、業務の性質等も考慮して、見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を講じる。 (修文)	各府省										
5	5		② 就職に向けた相談・支援等の充実 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実	法務省及び厚生労働省は、適切な就労先の確保に向けた生活環境の調整、ハローワーク相談員の矯正施設への駐在や更生保護施設への協力の拡大、更生保護就労支援事業の活用など、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。	法務、厚生、労働、国交	7		② 就職に向けた相談・支援等の充実 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実	法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等の適切な就労先の確保のため、より効果的な連携体制の在り方を検討するとともに、ハローワーク相談員の矯正施設への駐在や保護観察所等への協力の拡大など、就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び厚生労働省は、矯正施設出所後の職場定着につなげるため、矯正施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験を積極的に実施する。さらに、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。 (修文)	法務、厚生、労働、国交	3		① 就労に向けた相談・支援の充実	(北海道就業支援センターによる支援) 北海道就業支援センター（ジョブカフェ、ジョブサロン）において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。	経済部	3		① 就労に向けた相談・支援の充実	(北海道就業支援センターによる支援) 北海道就業支援センター（ジョブカフェ、ジョブサロン）において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。	経済部
6	6		イ 非行少年に対する就労支援	警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直し支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。	警察	8		イ 非行少年に対する就労支援	警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直し支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。	警察							① 就労に向けた相談・支援の充実	(少年サポートセンターによる取組) 少年サポートセンターにおいて、支援対象少年や保護者と継続的に連絡を取り、信頼関係を構築していく中で、求めに応じて、少年の就労や就労継続に向けた指導・助言等の支援を行います。	警察本部	

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
7	7	③	新たな協力雇用主の開拓・確保 ア 企業等に対する働き掛けの強化	法務省は、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、協力雇用主の要件や登録の在り方を整理するとともに、矯正施設及び保護観察において、企業等に対し、協力雇用主の意義や、コレワークの機能、刑務所出所者等就労奨励金制度等の協力雇用主に対する支援制度に関する説明を行うなど、適切な協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛けを強化する。	警察、法務、厚生労働省	9	③	協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実 ア 多様な業種の協力雇用主の確保	法務省は、犯罪をした者等がそれぞれの適性に応じた業種等に就職できるよう支援するため、社会における労働需要や矯正施設における職業訓練等の内容も踏まえつつ、多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、各府省は、法務省の協力を得て、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るとともに、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等への協力雇用主の拡大に向けた周知を依頼するなど、積極的な広報・啓発活動を推進する。 (旧7、8、9、10、15を統合)	各府省	4	③	関係機関・団体との連携強化	保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。	経済部	4	⑤	関係機関・団体との連携強化	保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。	経済部
8	8	イ	各種事業者団体に対する広報・啓発	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、法務省の協力を得て、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等に対する広報・啓発を依頼するなどして、協力雇用主の拡大に向け、協力雇用主の活動の意義や協力雇用主に対する支援制度についての積極的な広報・啓発活動を推進する。	総務、法務、厚生労働、農林、経済、国交			(9に統合)		4	③	関係機関・団体との連携強化	保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。	経済部				(国新計画9に対応)		
9	9	ウ	多様な業種の協力雇用主の確保	法務省は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、刑務所出所者等を農業の担い手に育成する就業支援センター等の取組が成果を挙げていることを踏まえ、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図る。	総務、法務、厚生労働、農林、経済、国交			(9に統合)												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
10	10		④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実 ア 協力雇用主等に対する情報提供	法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供していく。	総務、法務、厚生労働、農林、経済、国交	10		イ 協力雇用主等に対する情報提供	法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供する。	総務、法務、厚生労働、農林、経済、国交										
11	11		イ 協力雇用主の不安・負担の軽減	法務省は、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。	法務	11		ウ 協力雇用主の不安・負担の軽減	法務省は、身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金制度、更生保護就労支援事業といった各種制度や、協力雇用主に対する助言や研修など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。 (旧12を統合)	法務							① 就労に向けた相談・支援の充実	(生活困窮者に対する就労支援) 生活困窮者自立相談支援制度による相談窓口において、相談者の状況に応じ、ハローワークと連携した職業紹介をはじめ、生活習慣や社会生活面に不安のある方については、一般就労の準備として、日常的・社会的自立に向けた支援を行い、一般就労が困難な方については、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や生活面・健康面の支援等を行います。 (P5、P8)	保健福祉部	
											5		① 就労に向けた相談・支援の充実	(生活困窮者に対する就労支援) 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。	保健福祉部	5		① 就労に向けた相談・支援の充実	(生活困窮者に対する就労支援) 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。 (P5、P8、P10)	保健福祉部
12	12		ウ 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援	法務省は、住込就労が可能な協力雇用主に対する支援の充実を図るとともに、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主がいても、犯罪をした者等が、その通勤圏内に住居を確保できず、就職できない場合があることを踏まえ、就労・住居の確保等のための取組を一体的に実施するなど、通勤圏内に住居を確保できない犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実を図る。	法務			(11に統合)			5		① 就労に向けた相談・支援の充実	(生活困窮者に対する就労支援) 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。	保健福祉部				(国新計画11に対応)	

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
13	13		エ 協力雇 用主に 関する 情報の 適切な 共有	法務省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、各府省に対して、協力雇用主に関する情報を適時適切に提供する。	法務	12		エ 協力雇 用主に 関する 情報の 適切な 共有	法務省は、各府省や地方公共団体における協力雇用主に対する支援の実施に資するよう、各府省や地方公共団体に対する協力雇用主に関する情報提供の在り方について検討し、適切に情報を提供する。 (「地方公共団体」を追記)	法務	6		② 犯罪を した人 等を雇 用する 企業等 の開 拓、社 会的評 価の向 上	(協力雇用主制度の周知) 道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度の周知を行います。	環境生活 部	6		④ 犯罪を した人 等を雇 用する 企業等 の開 拓、社 会的評 価の向 上	(協力雇用主制度の周知) 道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度の周知を行います。	環境生活 部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
14	14		⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等 ア 国による雇用	法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。	各府省	13		オ 国による雇用等の推進	各府省は、「犯罪をした者等の就労の確保等のための取組に係る参考指針」を踏まえ、各府省における業務の特性や実情も勘案し、犯罪をした者等の雇用等に努める。法務省は、各府省におけるこうした取組を促進するために必要な支援等を行う。	各府省											
15	15		イ 協力雇用主の受注の機会の増大	法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。	各府省			(9に統合)			7		② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	(協力雇用主の受注機会の増大) 入札参加資格審査や業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献(協力雇用主)」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。	環境生活 部				(国新計画9に対応)		
16	16		ウ 補助金の活用	法務省は、補助金の本来達成すべき目的を阻害しない範囲内で、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、各府省は、その結論に基づく取組の推進に配慮する。	各府省			(削除(達成済))													
17	17		エ 協力雇用主に対する栄典	内閣府は、協力雇用主に対する栄典の授与に係る検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。	内閣			(削除(達成済))													

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
18	18		⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実 ア 就労した者の離職の防止	法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、就職した犯罪をした者等に対し、仕事や職場の人間関係の悩みなどを細かに把握し、適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援の充実を図る。	法務、 厚労	14		④ 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援 法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、犯罪をした者等に対し、悩みなどを把握した上で適切な助言を行うなど、 <u>離職を防止するための支援や離職後の再就職に向けた支援の充実</u> を図る。また、寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業などにより、犯罪をした者等及び協力雇用主の双方に対する継続的な支援の充実を図ることで、職場定着を促進するとともに、再就職のための円滑な就労マッチングを推進する。 (旧18、19、20を統合)	法務、 厚労								② 就労した者の離職の防止及び再就職支援	(生活困窮者に対する就労支援) 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。(再掲) (P5、P8、P10)	(生活困窮者に対する就労支援) 生活困窮者自立相談支援制度による相談窓口において、相談者の状況に応じ、ハローワークと連携した職業紹介をはじめ、生活習慣や社会生活面に不安のある方については、一般就労の準備として、日常的・社会的自立に向けた支援を行い、一般就労が困難な方については、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や生活面・健康面の支援等を行います。(再掲) (P5、P8)	保健福祉 部
19	19		イ 雇用した協力雇用主に対する継続的支援	法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等を雇用した協力雇用主の雇用に伴う不安や負担を細かに把握し、その協力雇用主に対し、雇用継続に向けた助言を行うなど、継続的な支援の充実を図る。	法務、 厚労			(14に統合)												
20	20		ウ 離職した者の再就職支援	法務省は、離職した犯罪をした者等を、積極的に雇用する協力雇用主のネットワークの構築を図る。また、法務省及び厚生労働省は、上記協力雇用主のネットワークとハローワークが連携するなどし、離職後の速やかな再就職に向けた犯罪をした者等と協力雇用主との円滑なマッチングを推進する。	法務、 厚労			(14に統合)												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
21	21	⑦	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保 ア 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実	法務省は、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者や、就労に向けた訓練等が必要な者など、一般就労と福祉的支援の狭間にある者への対応が課題となっていることを踏まえ、受刑者等の特性に応じて刑務作業等の内容の一層の充実を図る。	法務				(4、5に統合)											

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
22	22		イ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用	法務省及び厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援A型（雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同B型（雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組んでいく。また、生活が困窮していたり、軽度の障害を有しているなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。	法務、厚生労働省	15		⑤ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保 ア 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用	法務省及び厚生労働省は、障害のある犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援A型（一般の企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同B型（一般の企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組む。また、生活が困窮している者で、就労に向けて一定の準備を必要とする犯罪をした者等に対しては、 <u>生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。</u>	法務、厚生労働省	8		① 就労に向けた相談・支援の充実	（障がい者に対する就労支援） 障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。	保健福祉部	8		③ 一般就労と福祉的就労支援の狭間にある者の就労の確保	（障がい者に対する就労支援） 障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。	保健福祉部	
																		生活困窮者自立支援相談窓口 （生活困窮者に対する就労支援） 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。（再掲） （P5、P7、P10）	保健福祉部		
23	23		ウ ソーシャルビジネスとの連携	法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。	法務、厚生労働省	16		イ 農福連携に取り組む企業・団体等 やソーシャルビジネスとの連携	法務省は、矯正施設及び保護観察所において、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起し、農業等への就労促進を図るほか、農福連携関係団体から食材等の調達を推進する取組を通じ、双方にとって効果的で持続可能な関係構築を図る。また、高齢者・障害者の介護・福祉、ホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、協力雇用主への登録を促し、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。  （修文）	法務、厚生労働省、農林、経済、国土交通省											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
24	24	(2)	①	法務省は、平成28年6月に施行された更生保護法(平成19年法律第88号)の一部改正に基づき、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、受刑者等が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。	法務	17	(2)	①	法務省は、保護観察所による受刑者等の釈放後の生活環境の調整に地方更生保護委員会が積極的に関与し、その者が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整する取組を拡大させるなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。	法務	9	(2)	③	北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。	保健福祉部	9	(2)	③	北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。 (P11、P16、P20)	保健福祉部	
25	25		イ	法務省は、受刑者等とその親族等の交流において、必要のある者については、その関係の改善という点についても配慮するとともに、受刑者等の親族等に対して、受刑者等の出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。	法務	18		イ	法務省は、支援が必要な受刑者等の親族等に対し、受刑者等との適切な関係の構築という点に配慮しつつ、出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。	法務											
26	26		②	法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を着実に推進するほか、罪名、嗜癖等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。	法務	19		②	法務省は、更生保護施設の整備を着実に推進するほか、罪名、嗜癖等本人が抱える課題や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れ、それぞれの課題に応じた処遇を行うとともに、地域社会での自立生活を見据えた処遇を行うための体制の整備を推進するなど、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。	法務											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
27	27		イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し	法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し（Ⅱ第6.1(2)③イ）と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。	法務	20		イ 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し	法務省は、宿泊保護はもとより、更生保護施設退所後に向けた高齢者又は障害のある者等に対する福祉的支援への移行、薬物依存症者に対する回復支援の実施、満期釈放者や施設退所者等に対する継続的な通所・訪問支援の実施等、地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手として多様かつ高度な役割が更生保護施設に求められるようになり、その活動が難しさを増していることを踏まえ、更生保護施設等の事業の促進を図るとともに、更生保護委託費の構造等の見直しに向けた検討を行う。 (旧94、95を統合)	法務										
28	28		ウ 自立準備ホームの確保と活用	法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとともに、各施設の特色に応じた活用を図る。	法務、厚生労働、国交	21		ウ 自立準備ホームの確保と活用	法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により犯罪をした者等の一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとともに、各施設の特色に応じた活用を図る。	法務、厚生労働、国交										
29	29	③	地域社会における定住先の確保 ア 住居の確保を困難にしている要因の調査等	法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。	法務			(削除(達成済))			10	④	生活困窮者の住居の確保	生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。	保健福祉部	10	④	生活困窮者の住居の確保	生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。	保健福祉部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
30	30		イ 住居の 提供者 に対する 継続的 支援の 実施	法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。	法務	24		③ 地域社 会にお ける定 住先の 確保 ウ 住居の 提供者 に対す る継続 的支援 の実施	法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。 (順番入替え)	法務										
31	31	ウ 公営住 宅への 入居に おける 特別な 配慮	国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。	国交	23	イ 公営住 宅への 入居に おける 特別な 配慮	国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記(施策番号22)の法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、引き続き、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨、引き続き、地方公共団体に周知・徹底を図る。 (順番入替え)	国交	11	① 公営住 宅への 入居に おける 配慮	(道営住宅への入居における配慮) 道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。	建設部	11	① 公営住 宅への 入居に おける 配慮	(道営住宅への入居における配慮) 道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。 (P13、P47)	建設部				
									12		(市町村営住宅への入居における配慮) ・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。	建設部	12		(市町村営住宅への入居における配慮) ・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。	建設部				

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
32	32		エ 賃貸住宅の供給の促進	法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記の法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。	法務、 国交	22		ア 居住支援法人との連携の強化	法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、居住支援法人との連携を強化し、住居提供者に対する不安軽減に向けた取組を行うとともに、見守りなど要配慮者への生活支援を行う居住支援法人との更なる連携の方策を検討する。また、法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、保護観察対象者等に対する必要な指導等、法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。 (順番入替え)	法務、 国交	13		② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進	北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。	建設部	13		② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進	北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。	建設部	
33	33		オ 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実	法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。	法務	25		エ 満期釈放者等に対する支援情報の充実	法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者等の再犯を防止するため、矯正施設において、必要が認められる受刑者等に対し、更生緊急保護や希望する地域の相談機関に関する情報の提供等、受刑者等の個別のニーズ等を踏まえた相談支援を行う。また、保護観察所において、更生緊急保護の申出のあった満期釈放者等に対し、地域の支援機関等についての必要な情報の提供を行うほか、更生緊急保護として、必要に応じ、更生保護施設や地域の社会資源等を活用した居場所の確保に向けた支援を行うとともに、定住先確保のための支援を行う。加えて、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法に基づき、矯正施設在所中に更生緊急保護の申出があった場合は、満期出所後直ちに必要な措置を受けられるよう、必要な調査や調整を行う。 (修文)	法務											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局

2 【保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組】

【保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組】

【保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組】

【保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組】

34	34	(1)	① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実 刑罰司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化	法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握して福祉サービスの利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。	法務	26	(1)	① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実 刑罰司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化	法務省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が円滑に必要な福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図ることにより、福祉的支援が必要な者の掘り起こしや福祉サービスのニーズの把握を適切に行う。また、検察庁においては、入口支援の実施に当たって効果的な支援先の選定ができるよう、可能な限り弁護士とも協働しつつ、支援対象者の抱える課題や福祉サービスのニーズを適切に把握する。 (修文)	法務	14	(1)	① 保健医療・福祉サービスの提供	(支援が必要な人に対するサービスの提供) ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。	保健福祉部	14	(1)	① 保健医療・福祉サービスの提供	(支援が必要な人に対するサービスの提供) ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。 (P15、P18)	保健福祉部
35	35	イ	高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導	法務省は、歩行や食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者等が増加していることを踏まえ、高齢者又は障害のある者等である受刑者等の円滑な社会復帰のため、体力の維持・向上のための健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等の習得を図るための指導について、福祉関係機関等の協力を得ながら、その指導内容や実施体制等の充実を図る。	法務	27	イ	高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導	法務省は、矯正施設において、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施し、福祉的支援の必要が認められる者に対し、支援に関する方針を明確にした上で、福祉関係機関等の協力を得ながら、健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等を習得させるための指導を行うとともに、福祉施設の事前体験等の機会を適切に設けるなどし、福祉的支援についての動機付けも含む円滑な社会復帰に向けた指導を行う。また、福祉的支援の必要が認められるものの就労が可能な者に対しては、個人の特性に応じて就労に向けた支援を行うなど、個々の特性に応じた必要な支援の充実を図る。 (修文)	法務										

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
36	36	ウ	矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等	法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。	法務、 厚労	28	ウ	矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等	法務、 厚労									④ 地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等	地域生活定着支援センターの取組、地方公共団体との協働 北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。(再掲) (P11、P16、P20)  北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。(再掲) (P16、P17、P20)	保健福祉部
37	37	エ	更生保護施設における支援の充実	法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。	法務				(32に統合)											
38	38	オ	刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施	法務省は、刑事司法の各段階において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対して、高齢者及び障害のある者等の特性等について必要な研修を実施する。	法務				(32に統合)											



通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
41	41		ウ	法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。	総務、法務、厚労	29		ア	法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、引き続き、矯正施設・更生保護官署の職員に対して住民票に関する手続等の周知・徹底を図る。 (順番入替え)	法務、厚労								② 関係機関・団体との連携強化	(支援が必要な人に対するサービスの提供)・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。 (P15、P18)	保健福祉部
42	42		③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施 ア 刑事司法関係機関の	法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。	法務				(32に統合)											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
43		イ		法務省及び厚生労働省は、II第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。	法務、 厚労	31		③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施	法務省は、保護観察所において、更生緊急保護の枠組みを活用し、検察庁を含む関係機関との連携により、勾留中の被疑者の段階から、その支援の必要性に応じ、本人の意思やニーズを踏まえつつ、住居、就労先、福祉サービス等に係る生活環境の調整を行うとともに、釈放後に、重点的な生活指導や福祉サービスに係る調整等を行う。法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。 (修文)	法務、 厚労								③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施	北海道地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、福祉的支援を必要とする高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後すぐに福祉サービスが利用できるように調整、支援を行います。	保健福祉部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
44						32	④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備 … (イ) 更生保護施設	法務省は、検察庁における社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士、矯正施設における福祉専門官等及び保護観察所における更生緊急保護等の社会復帰支援を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、検察庁、矯正施設及び保護観察所における社会復帰支援の実施体制の充実を図る。また、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対する高齢者及び障害のある者等の特性等に関する研修を実施する。  法務省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。												
							(ウ) 地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関	厚生労働省は、 <u>地域生活定着支援センターについて、その実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。</u> また、法務省は、地域の保健医療・福祉関係機関の職員等に対し、刑事司法手続等に関する必要な研修を実施する。 (旧37、38、42を統合)										⑤ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための体制の整備	地域生活定着支援センター 北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。(再掲) (P11、P16、P20)  北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。(再掲) (P16、P17、P20)	保健福祉部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
45						33	(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等	① 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実	警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、薬物乱用を許容しない環境づくりが最大の再犯防止策であることを踏まえ、 <u>薬物乱用を未然に防止するため、広く国民に対し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、効果的な広報・啓発を実施する。</u> (新規・旧51を含む)	警察、法務、文科、厚労								⑤ 薬物乱用防止に関する広報・啓発	薬物乱用防止啓発 (児童生徒に対する普及啓発) 麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。(再掲) (P21、P24)	教育庁 警察本部 保健福祉部
46	44	(2) 薬物依存を有する者への支援	① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等 ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施	法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者ごとに、その再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施するとともに、そのための処遇情報の確実な引継ぎを図る。	法務、厚労	34	② 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等 ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施	法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者の再犯リスク等を適切に把握した上で、専門的プログラムなどの指導を一貫して実施するとともに、関係機関と連携した生活環境の調整や社会復帰支援を充実させる。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、アルコールや医薬品への依存に陥る場合があるとの指摘があることや、犯罪をした者等の中には、アルコールや医薬品への依存が認められる者が一定数いることを踏まえ、そうした個々の対象者が抱える問題に応じた指導や支援を併せて実施する。加えて、指導・支援の効果をより一層高めるため、指導内容・方法の改善を図るほか、 <u>薬物依存症に関する知見を深める機会を充実させるなどして、指導や支援に当たる職員の育成を進める。</u> (旧44、45、57を統合)	法務、厚労	18	(2) 薬物依存を有する人への支援等	① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組	精神保健福祉業務の研修(掲載位置の変更) (関係職員に対する研修) 精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。	保健福祉部	18	(2) 薬物依存を有する人への支援等	① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組	精神保健福祉業務の研修(掲載位置の変更) (関係職員に対する研修) 精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。	保健福祉部	
47	45		イ 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備	法務省は、厚生労働省の協力を得て、指導に当たる職員の知識・技能の向上や、保護観察所における薬物処遇の専門性を有する管理職員の育成・配置など、薬物事犯者に対する指導体制の充実を図る。	法務、厚労			(34に統合)												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
48						35		イ 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実	法務省は、厚生労働省の協力を得て、少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成を行うとともに、保護観察所における専門的プログラムに大麻に関する指導項目を新設するなど、大麻事犯に対応した処遇の充実を図る。厚生労働省は、大麻規制の見直しについての検討を進め、その検討結果に基づき、法改正を含む所要の措置を講じるほか、主として若年者に対して、大麻の危険性等を周知するための広報・啓発活動を推進する。 (新規)	法務、厚労										
49	46	ウ 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実	法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実を図る。	法務		36	ウ 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実	法務省は、薬物事犯者の中には、再犯につながるおそれのある環境から離脱するため従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在すること等を踏まえ、更生保護施設等における薬物事犯者の受入れを促進するとともに、薬物依存からの回復に資する処遇を行うための施設や体制の整備を推進し、更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実を図る。	法務											
50						37	エ 大麻取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大	厚生労働省は、法務省と連携し、「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」として、薬物事犯に係る保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を対象にプログラム等を実施しているところ、同事業の拡充に向けた検討を進める。 (新規)	法務、厚労											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
51	47		エ 薬物事 犯者の 再犯防 止対策 の在り 方の検 討	法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。	法務、 厚労	42		④ 薬物事 犯者の 再犯防 止施策 の効果 検証及 び効果 的な方 策の検 討	法務省及び厚生労働省は、刑の一部執行猶予判決を受けた者の再犯状況、刑事司法関係機関や保健医療機関等における指導・支援の効果等を検証するとともに、諸外国において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置について調査を行うなどし、新たな取組を試行的に実施することも含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。 (順番入替え)	法務、 厚労										
52	48		② 治療・ 支援等 を提供 する保 健・医 療機関 等の充 実 ア 薬物依 存症治 療の専 門医療 機関の 拡大	厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できない医療機関に限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図るとともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。	厚労	38		③ 治療・ 支援等 を提供 する保 健医療 機関等 の充実 及び円 滑な利 用の促 進 ア 薬物依 存の問 題を抱 える者 等に対 応する 専門医 療機関 等の拡	厚生労働省は、薬物依存の問題を抱える者等が、地域において、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるようにするため、相談支援や専門医療に従事する者の確保及び育成を進めるとともに、専門医療機関等の拡充や一般医療機関における適切な対応の促進を図る。警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存の問題を抱える者等を、保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、各関係機関間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図る。また、薬物依存の問題を抱える者だけではなく、その親族を始めとした身近な者が適切な機関に相談できるようにするため、精神保健福祉センターを始めとした相談支援機関等の周知を行うなど、支援に関する情報についての広報・啓発活動を推進する。 (旧48、49、52、57を統合)	警 察、 法 務、 厚 労	19		① 薬物依 存に関 する治 療・支 援に繋 げる取 組	(薬物依存症からの回復に向けた支援) 北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。	保 健 福 祉 部	19		① 薬物依 存に関 する治 療・支 援に繋 げる取 組	(薬物依存症からの回復に向けた支援) 北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。	保 健 福 祉 部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
53	49		イ	厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、全国の精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。	厚労			(38に統合)			20		②	関係機関・団体との連携強化  (児童生徒に対する普及啓発) 麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資料を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。	教育庁	20		②	関係機関・団体との連携強化  (児童生徒に対する普及啓発) 麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資料を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。 (P21、P24)	教育庁
											警察本部				警察本部					保健福祉部
											21		⑤	薬物乱用防止に関する啓発資料の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。	警察本部	21		⑤	薬物乱用防止に関する啓発資料の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。 (P21、P24)	警察本部
											保健福祉部				保健福祉部					
54	50		ウ	厚生労働省は、薬物依存症者に対して、薬物依存症からの回復に向けた就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。	厚労	39		イ	法務省は、薬物依存からの回復に向けた支援活動を行う自助グループ等の民間団体が果たす役割の重要性に鑑み、矯正施設及び保護観察所において、同民間団体との連携を強化し、刑事司法手続が終了した後も薬物依存の問題を抱える者等への支援が継続できる体制の整備を図る。厚生労働省は、同民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。 (修文)	法務、 厚労	22		④	(民間団体の活動支援) 関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。	保健福祉部	22		④	(民間団体の活動支援) 関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。	保健福祉部
											23				環境生活部					23
55	51		エ	厚生労働省は、一般国民に向けた講習会の開催や、冊子の配布等を通じ、薬物依存症についての一般国民、取り分け、薬物依存症者の親族等の意識・知識の向上を図る。	厚労			(33に統合)			24		③	北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。		保健福祉部	24		③	

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
56	52		オ	薬物依存症対策関係機関の連携強化	警察、法務、厚労				(38に統合)		25		②	関係機関・団体との連携強化	保健福祉部	25		②	関係機関・団体との連携強化	保健福祉部	
				警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存症者の回復には、医療機関による治療だけでなく、自助グループを含めた民間団体等と連携した継続的な支援が重要であることを踏まえ、各地域において、薬物依存症者の治療・支援等を行うこれらの関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における薬物依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応するための方法を検討するなど、薬物依存症の対策に当たる各関係機関の連携強化を図る。																	
57	53		カ	薬物依存症治療の充実する診療報酬の検討	厚労				(削除(達成済))												
				厚生労働省は、次回の診療報酬改定に向けて、薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について、関係者の意見も踏まえて検討する。																	
58	54		③	薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者	厚労	40		ウ	薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成	厚労											
				厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた保健医療・福祉サービスの実施体制を充実させるために、薬物依存症者の治療・支援等に知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、医師の臨床研修の内容や、保健師、助産師、看護師の国家試験出題基準の見直しに向けた検討を行う。					厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた一般的な保健医療・福祉サービスの中での実施体制を充実させるために、薬物依存症に関する基本的な知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、令和2年度からは医師臨床研修制度において、精神科研修を必修化するとともに、経験すべき疾病・病態の一つとして「依存症(ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博)」を位置付けたところであり、引き続き臨床研修を推進する。 (修文)												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
59	55		イ	厚生労働省は、薬物依存症者への相談支援体制を充実させるために、薬物依存症に関する専門的知識を有し、薬物依存症者が抱える支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しに向けた検討を行う。	厚労	41		エ	厚生労働省は、薬物依存への問題を抱える者等への相談支援体制を充実させるために、薬物依存の問題を抱える者等の支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職・心理専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士、社会福祉士及び公認心理師の養成課程においても薬物依存症に関する適切な教育がなされるよう努める。また、薬物依存等からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存を抱える者等への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。 (旧55、56を統合)	厚労										
60	56		ウ	厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて効果が認められている治療・支援が、認知行動療法に基づくものであり、薬物依存症に関する知識と経験を有する心理学の専門職が必要となることを踏まえ、新たに創設される公認心理師の国家資格の養成カリキュラムや国家試験の出題基準について、薬物依存症を含む依存症対策への対応という観点からも検討を行う。	厚労				(41に統合)											
61	57		エ	法務省は、薬物依存症のある保護観察対象者については、その症状や治療の状況に応じた支援が重要であることを踏まえ、その指導・支援に当たる者に対する研修等の充実を図る。また、厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存症者への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。	法務、 厚労				(34、38に統合)		26		②	関係機関・団体との連携強化  (関係職員等に対する研修等) ・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。	保健福祉部	26		②	関係機関・団体との連携強化  (関係職員等に対する研修等) ・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。	保健福祉部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)																																										
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局																																						
3	【学校と連携した修学支援の実施等のための取組】					【学校と連携した修学支援の実施等のための取組】					【学校と連携した修学支援の実施等】					【学校と連携した修学支援の実施等】																																										
62	58	(1) 学校と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等 学校における適切な指導等の実施	文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。	警察、法務、文科	43	(1) 学校と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等 学校における適切な指導等の実施	文部科学省は、警察庁、法務省及び厚生労働省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権尊重の精神を育むための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、性犯罪の防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実、復学に関する支援体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図るとともに、高校中退者等に対して高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。 (修文)	警察、法務、文科、厚労	27	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等	(児童生徒への啓発等) 非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みます。	警察本部	27	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等	(児童生徒への啓発等) 非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みます。	警察本部	28	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等	(学校における相談対応等) いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。	教育庁	28	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等	(学校における相談対応等) いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。	教育庁	29	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等	(子どもの相談支援センターによる相談対応) 子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。	教育庁	29	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	① 児童生徒の非行の未然防止等	(子どもの相談支援センターによる相談対応) 子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。	教育庁																		
											30			(児童相談所と関係機関との連携) 児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。	保健福祉部	30						30			(児童相談所と関係機関との連携) 児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。	保健福祉部	31						31					31			(児童自立支援施設における学習指導) 児童自立支援施設(大沼学園、向陽学院)内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。	保健福祉部	31						31					31			(児童自立支援施設における学習指導) 児童自立支援施設(大沼学園、向陽学院)内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。	保健福祉部



通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
65	61	②		法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。	法務、文科	45	②		法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室など保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活指導・支援等の充実を図る。	法務、文科											
66	62	イ		法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。	法務、文科	46	イ		法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学に対する動機付けを図るほか、引き続き、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、ICTの活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導を実施する。また、法務省は、文部科学省と連携しながら、少年院在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図る。 (旧64を統合)	法務、文科											
67	63	ウ		法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。	法務、文科	47	ウ		法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、ICTの活用を進めるなどして、矯正施設における同試験に係る指導を強化するとともに、同試験に合格した少年院在院者等の希望進路の実現に向けた指導の充実を図る。	法務、文科											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
68	64		③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援 ア 矯正施設からの進学・復学の支援	法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。	法務、文科				(46、49に統合)											
69	65		イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援	法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在学者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。	法務、文科	48		③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援 ア 学校や地域社会における修学支援	法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を促進する。また、保護観察対象者のうち、修学の継続のために支援が必要な者については、矯正施設における修学支援を始めとした施設内処遇の内容等を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティア等が協働して、本人が抱える課題や実情等に応じた修学支援を実施するとともに、実施事例を通じて得られた知見を踏まえ、地域社会における効果的な修学支援施策を展開する。	法務、文科										

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
70						49	イ		法務省及び文部科学省は、矯正施設や保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。また、矯正施設・保護観察所の職員や学校関係者に対し、相互の連携事例の周知・共有を図る。 (旧62、64から独立)	法務、 文科											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局

4 【犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組】 【犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組】 【犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等】 【犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等】

71	66	(1)	① 適切な アセス メント の実施 ア 刑事司 法関係 機関に おける アセス メント 機能の 強化	法務省は、少年鑑別所において、「法務省式 ケースアセスメントツール（M J C A）」の 活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図 るとともに、処遇過程においてもそのアセス メント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫し た継続的な鑑別の実施を推進する。また、刑 事施設・保護観察所において、再犯リスクや 処遇指針の決定に資する情報を的確に把握 し、受刑者や保護観察対象者に対する効果的 な処遇を実施するため、アセスメント機能の 強化を図る。	法務	50	(1)	① 刑事司 法関係 機関に おける アセス メント 機能の 強化と 関係機 関等が 保有す る情報 の活用	法務省は、矯正施設及び保護観察所におい て、社会情勢や犯罪動向の変化も考慮した上 で、犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を 踏まえた適切な処遇方針を策定するため、更 生支援計画書等の公的機関や民間団体等が保 有する処遇に資する情報を活用した多角的な 視点によるアセスメントを行うことも含め、 アセスメント機能の強化を図るとともに、ア セスメント内容の他機関への適切な引継ぎを 行う。 (旧66、67を統合)	法務											
72	67	イ	関係機 関等が 保有す る処遇 に資す る情報 の適切 な活用	法務省は、多角的な視点から適切にアセスメ ントを行い、それに基づく効果的な指導等を 実施するため、必要に応じ、更生支援計画 (主として弁護人が社会福祉士などの協力を 得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要 な福祉的支援策等について取りまとめた書 面)等の処遇に資する情報を活用した処遇協 議を実施するなど、刑事司法関係機関を始め とする公的機関や再犯の防止等に関する活動 を行う民間団体等が保有する処遇に資する情 報の活用を推進する。	法務				(50に統合)												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
73	68		② 特性に 応じた 指導等 の充実 i 性犯罪 者・性 非行少 年に対 する指 導等 ア 性犯罪 者等	法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、効果検証の結果を踏まえた指導内容・方法の見直しや指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。	法務、 厚労	51		② 特性に 応じた 指導等 の充実 i 性犯罪 者・性 非行少 年に対 する指 導等 ア 性犯罪 者等 に対する 効果的 な指導 等の実 施 (修文)	法務、 厚労											
74	69	イ	子供を 対象と する暴 力的性 犯罪を した者 の再犯 防止	警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。	警 察、 法務	52	イ	子供を 対象と する暴 力的性 犯罪を した者 の再犯 防止	警 察、 法務	36	支 （ 1 ） 実 施 性 等 に 応 じ た 効 果 的 な	① 性犯罪 者に対 する指 導等	子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。	警察本部	36	支 （ 1 ） 実 施 性 等 に 応 じ た 効 果 的 な	① 性犯罪 者に対 する指 導等	子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。	警察本部	
75	70	ii	ストー カー加 害者 に 対 す る 指 導 等 ア 被害 者 へ の 接 触 防 止 の た め の 措 置	警察庁及び法務省は、ストーカー加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、当該加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施する。	警 察、 法務	53	ii	ストー カー・ DV加 害者 に 対 す る 指 導 等 ア 被害 者 へ の 接 触 防 止 の た め の 措 置	警 察、 法務				警察庁及び法務省は、ストーカー・DV加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、これら加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、これら加害者に対する適切な措置を実施する。	警 察、 法務			⑥	スト ー カー ・ D V 加 害 者 に 対 す る 指 導 等	スト ー カー ・ D V 加 害 者 の 保 護 観 察 実 施 上 の 特 別 遵 守 事 項 や 問 題 行 動 等 に 関 し て 保 護 観 察 所 と 情 報 を 共 有 し 、 被 害 者 へ の 接 触 の 防 止 の た め の 指 導 等 を 徹 底 す と も に 、 問 題 行 動 を 把 握 し た 場 合 は 保 護 観 察 所 に 対 し て 仮 釈 放 の 取 消 し の 申 出 又 は 刑 の 執 行 猶 予 の 言 渡 し の 取 消 し の 申 出 を 検 討 す る 際 に 必 要 な 疎 明 資 料 を 提 供 す る な ど 、 こ れ ら 加 害 者 に 対 す る 適 切 な 措 置 を 実 施 し ま す。	警察本部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
76	71		イ	警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。	警察	54		イ	警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、関係機関・団体と連携して、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進するまた、法務省は、個々のストーカー・DV加害者が抱える問題性等を踏まえ、矯正施設における改善指導や保護観察所における類型別処遇ガイドラインに基づく処遇を適切に実施する。 (修文)	警察、 法務										
77	72		ウ	警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。	警察、 法務				(削除(達成済))											
78	73		iii	警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。	警察、 法務	55		iii	警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。 (旧73、74を統合)	警察、 法務	37		②	(就労支援等の離脱支援) 離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。	警察本部	37		②	(就労支援等の離脱支援) 離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。	警察本部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
79	74		イ 暴力団 員の社 会復帰 対策の 推進	警察庁は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施する。	警察			(5 5 に統合)			38	② 暴力団 関係者 等に対 する指 導等	(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組) 国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。	警察本部	38	② 暴力団 関係者 等に対 する指 導等	(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組) 国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。	警察本部		
															39			(離脱者の受入企業の拡大) 公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。	警察本部	39
80	75	iv 少年・ 若年者 に対する 可塑性に 着目した 指導等 ア 刑事司 法関係 機関にお ける指 導体制の 充実	法務省は、少年院において複数職員で指導を行う体制の充実を図るなどして、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等を実施するための体制の充実を図る。	法務	56	iv 少年・ 若年者 に対する 可塑性に 着目した 指導等 ア 刑事司 法関係 機関にお ける指 導体制の 充実	法務省は、少年院において、複数職員で指導を行う体制の充実を図るとともに、少年鑑別所において、在所中の少年に対し、その自主性を尊重しつつ、健全育成に向けた支援等を適切に実施するほか、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力も得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成を考慮した処遇の充実を図る。また、刑事施設においても、おおむね26歳未満の若年受刑者に対し、少年院における矯正教育の手法やノウハウ、その建物・設備等を活用しながら、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等の充実を図る。 (旧7 5、7 7 を統合)	法務	40	③ 少年・ 若年 に対する 支援等	(市町村要保護児童対策地域協議会による取組) ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。	保健福祉部	40	③ 少年・ 若年 に対する 支援等	(市町村要保護児童対策地域協議会による取組) ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。	保健福祉部				

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
81	76		イ 関係機 関と連 携した きめ細 かな支 援等	法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者や発達障害等の障害を有している者が少ないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。	法務	57		イ 関係機 関と連 携した きめ細 かな支 援等	法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者、虐待等の被害体験や発達障害等の障害を有している者が少ないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）、地域若者サポートステーション（動くことに悩みを抱えている者を対象に、就労に向けた支援を行う機関）、弁護士・弁護士会、医療機関等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。 (修文)	法務	41		③ 少年・ 若年に 対する 支援等	(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組) 北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。(再掲)	環境生活 部	41		③ 少年・ 若年に 対する 支援等	(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組) 北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。(再掲) (P28、P35)	環境生活 部
82	77		ウ 少年鑑 別所 におけ る観 護処 遇の充 実	法務省は、少年鑑別所在在の少年に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図る。	法務			(56に統合)			42		③ 少年・ 若年に 対する 支援等	(少年院入所中の少年に対する取組) 矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。	警察本部	42		③ 少年・ 若年に 対する 支援等	(少年院入所中の少年に対する取組) 矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。	警察本部
83	78		エ 非行少 年に対 する社 会奉仕 体験活 動等へ の参加 の促進	警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、非行少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等への参加の促進等の立ち直し支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。	警察	58		ウ 非行少 年に対 する立 ち直し 支援活 動の充 実	警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学、就労に向けた支援や社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の非行少年の状況に応じた立ち直し支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。	警察	43		③ 少年・ 若年に 対する 支援等	(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直し支援) 学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直し支援を行います。(再掲)	警察本部	43		③ 少年・ 若年に 対する 支援等	(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直し支援) 学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直し支援を行います。(再掲) (P28、P35)	警察本部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
84	79		オ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実	法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、その保護者との関係改善に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。	法務	59		エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実	法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、保護者との適切な関係に関する指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。	法務											
85	80		カ 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備	法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。	法務			(削除(個別施策において、法改正の趣旨を踏まえて記載))													

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
86	81	v	女性の抱える問題に応じた指導等	法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。	法務、 厚労	60	v	女性の抱える困難に応じた指導等	法務省は、女性受刑者等について、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどを踏まえ、矯正施設において、関係機関との連携を強化し、これらの困難に応じた指導・支援を効果的に実施するとともに、女性のライフスタイルの多様化への対応や自身の被害防止の観点からの教育の充実を図る。また、法務省は、女性受刑者等のうち、女性であることにより様々な困難な問題を抱える者については、矯正施設出所後速やかに地域の保健医療・福祉サービス等を利用することができるよう、厚生労働省の協力を得て、困難な問題を抱える女性への支援のための諸制度や社会資源も活用しつつ、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行う。さらに、法務省は、矯正施設出所後の自立した社会生活を視野に入れ、矯正施設において、女性受刑者等の就労意欲を喚起するとともに、女性の労働状況や特性を踏まえた矯正処遇等を実施するほか、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。 (修文)	法務、 厚労								⑦	女性の抱える困難に応じた指導等	女性相談援助センターにおいて、就労支援及び社会的自立に必要な生活指導・援助を行うとともに、住宅の確保、援護等に関する制度等の情報提供を行います。	保健福祉 部
87	82	vi	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等	法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする者が存在することを踏まえ、発達上の課題を有する者のための教材の整備を図るとともに、厚生労働省の協力を得て、発達上の課題を有する者に対する指導等に関する研修等の充実、関係機関との連携強化等を図る。	法務、 厚労	61	vi	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等	法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要する者や、指導等の内容を理解するために特別な配慮を必要とする者のほか、虐待等の被害体験を有する者が存在することを踏まえ、その者の特性に応じた指導等の充実を図るとともに、厚生労働省や民間団体等の協力を得て、発達上の課題を有する者等に対する指導に関する研修の充実や関係機関との連携強化等を図る。また、知的障害等のある受刑者等について、関係機関との連携を強化しつつ、民間の知見も活用するなどし、その特性に応じた指導・支援の充実を図る。 (修文)	法務、 厚労	44	④	発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等	発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。	保健福祉 部	44	④	発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等	発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。	保健福祉 部	

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
88	83		vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実 ア 各種指導プログラムの充実	法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス(DV)を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。	法務	62		vii 各種指導プログラムの充実	法務省は、刑事施設において、拘禁刑の創設の趣旨を踏まえ、自身の罪や被害者等に向き合い、作業や改善指導に対する動機付けを高める働き掛けを強化しつつ、アルコール依存を含む依存症の問題や、DVを含む対人暴力の問題を抱える者等に対し、その特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムの充実を図る。また、少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人として必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図る。保護観察所においては、飲酒や暴力などに関する専門的プログラムの実施や社会貢献活動など、個々の対象者の特性に応じた指導の一層の充実を図る。 (旧83、84を統合)	法務	45		⑤ 飲酒運転をした人等に対する指導等	北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。	保健福祉部	45		⑤ 飲酒運転をした人等に対する指導等	北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。	保健福祉部	
89	84		イ 社会貢献活動等の充実	法務省は、犯罪をした者等の善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るため、社会貢献活動などの取組について、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図る。	法務			(62に統合)													
90	85		ウ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用	法務省は、矯正施設において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の改善指導等への参画の推進、外部通勤制度・院外委嘱指導等の活用による社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の協力を得ながら効果的な指導等の充実を図るなど、広く関係機関や地域社会と連携した指導等を推進する。	法務			(71に統合)													

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)								
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
91	86		③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等	法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、保護観察所において、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、しよく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図る。	法務	63		③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等	法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、新設される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」に必要な人的・物的体制を整備するなどして、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の充実を図る。また、保護観察所においても、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるほか、必要となる人的体制を整備するなどして、新設される犯罪被害者等の心情等を聴取する制度の適切な運用に努める。加えて、しよく罪指導プログラムの実施や犯罪被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図る。 (修文)	法務											
92	87		④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究	法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。	警察、 法務、 文科、 厚労				(92、93へ移動)												

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
5	【民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組】					【民間協力者の活動の促進等のための取組】					【民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等】					【民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等】				
93						64	その2) 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行	①	法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目標として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。 (新規)	法務										
94						65		②	法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備するなど、保護司活動の一層のデジタル化を図る。 (新規)	法務										
95	89	イ	更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供	法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。	法務	66		③	法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、保護観察所において、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、地域の保護司適任者に関する情報を収集する取組を強化する。また、法務省は、保護観察所において、保護司活動についての理解を広げるための保護司セミナーや保護司活動を体験する保護司活動インターンシップなどを通じて、同協議会で情報提供のあった保護司候補者等に対して、保護司活動についての理解を深めてもらうとともに、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的に働き掛ける。 (旧89、90を統合)	総務、法務、文科、厚労、経済										

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
96	90		ウ 保護司 候補者 検討協 議会の 効果的 な実施 等	法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的な働き掛けを実施する。	総務、 法務、 文科、 厚労、 経済			(66に統合)		47		① 民間ボ ラン ティア の確保	(保護司確保のための支援) 保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。(再掲)	環境生活 部	47		① 民間ボ ラン ティア の確保	(国新計画67に対応)	環境生活 部	
97						67		④ 地方公 共団体 からの 支援の 確保  法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置など、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛ける。 (新規・旧93を含む)	総務、 法務									① 民間ボ ラン ティア の確保	(保護司確保のための支援) 保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。	環境生活 部
98						68		⑤ 国内外 への広 報・啓 発  法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナーによる地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開するとともに、地方公共団体による保護司への顕彰を促進することなどを通じ、国内における保護司の社会的認知・評価の向上を図る。 (新規)	法務									① 民間ボ ラン ティア の確保	(保護司の表彰) 多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。(再掲)(P41、P46)  (更生保護活動に関する広報) 「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。(再掲)(P41、P42)	環境生活 部

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
99	91		② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実	警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。	警察	69	く(3)の民間活動の協力者 促進者 (保護司を除く)	① 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実	警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。	警察	48		② 民間ボランティア等の活動に対する支援の充実	(更生保護活動に関する広報) 「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。(再掲)	環境生活部	48		② 民間ボランティア等の活動に対する支援の充実	(更生保護活動に関する広報) 「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。(再掲) (P41、P42)	環境生活部	
100	92		イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実	法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、「社会を明るくする運動」等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。	法務	70	イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実	法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、積極的な広報等により、担い手の確保を図る。また、地域の中で困難を抱える人を支援するため、更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図る。 (修文)	法務												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
101	93	ウ	更生保護サポートセンターの設置の推進	法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。	総務、 法務				(67に統合)											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
102	98		⑤ 民間協力者との連携の強化 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築	法務省は、保護司、篤志面接委員、教諭師等民間協力者が有する特性を踏まえつつ、民間協力者の負担が大きすぎないように留意しながら民間協力者との適切な役割分担を図り、効果的な連携体制を構築する。また、法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく。	法務	71		② 民間協力者との連携強化 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等	法務省は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、地域で再犯の防止等に資する取組を行うNPO法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、そうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。また、矯正施設において、民間事業者の協力を得ながら、外部通動作業・院外委嘱指導等を活用して、社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、自助グループや当事者団体を含む民間団体の協力を得ながら、効果的な指導・支援の充実を図るなど、広く地域の民間協力者と連携した指導等を推進する。加えて、篤志面接委員や教諭師等、かねてから、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組を実施してきた民間協力者の特性や役割を踏まえ、効果的な連携を図る。 (旧85、98を統合)	法務										
103						72		イ 弁護士・弁護士会との連携強化	法務省は、犯罪をした者等に対して、切れ目のない効果的な支援を実施していく上で、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後まで継続的な関わりができる弁護士・弁護士会との連携が重要であることに鑑み、入口支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援分野における弁護士・弁護士会との連携の在り方を検討し、連携の強化を図る。 (新規)	法務										

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
104	94	③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 ア 更生保護施設の地域拠点機	法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。	法務				(20、87に統合)													
105	95	イ 更生保護事業の在り方の見直し	法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。	法務				(20に統合)													

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
106	96		④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 ア 再犯防止活動への民間資金の活用 の検討	法務省は、更生保護法人のほか、NPO法人、社団法人、財団法人その他の各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。	法務	74		③ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 (旧96、97を統合)	法務												
107	97		イ 社会的成果 (インパクト)評価に関する調査研究 の調査研究	法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る。	法務			(74に統合)													
108	88	(1) 民間ボランティアの確保 ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実	① 民間ボランティアの確保 ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実	警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。	警察、法務	75		④ 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実 ア 民間協力者の活動に関する広報の充実	警察、法務	46	(1) 民間ボランティアの確保	① (更生保護活動を担う人材確保への協力) 道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。	環境生活部	46	(1) 民間ボランティアの確保	① (更生保護活動を担う人材確保への協力) 道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。	環境生活部				



通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)						
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組

6 【地方公共団体との連携強化等のための取組】

【地域による包摂を推進するための取組】

112						77	(2)	① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 ア 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進 イ 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進	法務省は、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、前記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県とも連携しつつ、市区町村と刑事司法関係機関との連携体制を構築し、犯罪をした者等が必要な行政サービスを受けられるための市区町村に対するつなぎや情報の提供、行政サービスにつながった後の助言等の必要な支援を行う。また、市区町村に対し、行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられることを周知する。さらに、矯正施設が所在する市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を一層推進する。 (新規)	法務											
113						78	イ	都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進	法務省は、都道府県が、各地域の実情も踏まえ、域内の市区町村と連携し、再犯の防止等に関する取組を切れ目なく実施するために必要な調整や体制構築を行うなどして、前記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県に対して適切な情報提供や体制の整備に関する支援等を行う。 (新規)	法務								③ 北海道による再犯防止等の推進に向けた取組	関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。(再掲) (P47、P49) (市町村への情報提供等) 市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。(再掲) (P47、P49)	環境生活部	
																		(道営住宅への入居における配慮) 道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。(再掲) (P13、P47)	建設部		

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
																		③ 北海道による再犯防止等の推進に向けた取組	(特性に応じた専門的支援) 道立精神保健福祉センターでは、盗撮等の性に関する問題行動が止められない方に対する取り組みとして、「性的行動に関するワークブック」を札幌保護観察所の協力を得て作成、更に、これをベースに「万引き行動に関するワークブック」を作成し、万引きが止められない方への支援を行っている。	保健福祉部
114	##	(1) 地方公共団体との連携強化等	① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 ア 再犯防止担当部署の明確化	法務省は、総務省の協力を得て、全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう、必要な働き掛けを実施する。	総務、法務				(削除)											
115	##		イ 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援	法務省は、地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となり得る機関・団体の有無等といった、地域において再犯の防止等に関する取組を進める上で必要な実態把握に向けた調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。	法務				(削除)											
116	##		エ 資金調達手段の検討の促進	法務省は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に対して、地域における再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金を調達する手段の検討を働き掛けていく。	法務				(74に統合)											

通し番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	担当省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
117	##		② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進	法務省は、地方公共団体において、再犯の防止等に関する施策の検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた地方再犯防止推進計画が早期に策定されるよう働き掛ける。法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、再犯の現状や動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報を提供するなど、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止に関する条例等、地域の実情に応じて再犯の防止等に関する施策を検討・実施するために必要な支援を実施する。	警察、総務、法務、文科、厚労、農林、経済、国交	79		② 地方再犯防止推進計画の策定等の支援	法務省は、地方再犯防止推進計画が未策定である地方公共団体に対し、矯正官署や保護観察所等の刑事司法関係機関や都道府県を通じるなどして、地域の実情に応じて地方再犯防止推進計画を策定できるよう支援する。支援に当たっては、地域福祉計画の活用を含む地方再犯防止推進計画策定の手引を必要に応じて改訂するなどして、策定のために必要な情報を提供する。また、既に地方再犯防止推進計画を策定済みの地方公共団体に対しては、その改訂や取組状況の評価等のために必要な支援を実施する。 (39、108を統合)	法務							④ 地方再犯防止推進計画の策定等の支援	関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。 (P47、P49)  (市町村への情報提供等) 市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。(再掲) (P47、P49)	環境生活部	
118	##		③ 地方公共団体との連携の強化 ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供	法務省は、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体に対し、国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。	警察、法務、文科、厚労、国交	80		③ 地方公共団体との連携の強化 ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供	法務省は、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、各府省の協力を得て、国における再犯の防止等に関する施策についての情報や関連する統計情報を適切に提供するとともに、市区町村単位の統計情報の把握・提供方法について早期に検討し、その提供を実現する。また、法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等に対する支援等を行うために必要な情報を提供する。また、それらの情報を提供するための方策を検討した上で、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に提供する。 (修文)	各府省	57	(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化	① 連携体制の整備 ② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等	関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。  (市町村への情報提供等) 市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。  (道の各種支援制度の情報提供) ・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。	環境生活部	57	(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化	① 連携体制の整備 ② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等	関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。  (市町村への情報提供等) 市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。 (P46、P48)  (道の各種支援制度の情報提供) ・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。	環境生活部

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
119	##		イ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有	法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなどし、地方公共団体に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。	警察、法務、文科、厚労	81		イ 再犯の防止等に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進	法務省は、地方公共団体に対して、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正官署、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなど、再犯の防止等に関する知見を提供する。また、協議会の開催等を通じ、先進的な取組や好事例、課題等について各地方公共団体間での共有を図る。 (修文)	法務											
120	##	ウ 地域のネットワークにおける取組の支援	法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の实情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。	警察、総務、法務、文科、厚労、国交	82	強化(2)等 地域のネットワークにおける取組の支援	ウ 地域のネットワークにおける取組の支援	法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域における国・地方公共団体・民間協力者等の多様な機関・団体による支援ネットワークの構築を推進するとともに、ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。	警察、総務、法務、文科、厚労、国交												
121	##	ウ 国・地方協働による施策の推進	法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するため、国と地方公共団体の協働による再犯の防止等に関する施策の実施を推進する。	警察、総務、法務、文科、厚労、農水、経産				(削除)													

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
122	##		エ 国の施 策に対 する理 解・協 力の促 進	警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、 必要に応じ総務省の協力を得て、国が実施す る再犯の防止等に関する施策について、地方 公共団体に対して周知を図り、必要な協力が 得られるよう働き掛けていくとともに、地方 公共団体においても、地域の状況に応じつ つ、国が実施する再犯の防止等に関する施策 と同様の取組を実施するよう働き掛けてい く。	警 察、 総 務、 法 務、 文 科、 厚 労、 農 林、 経 済、 国交			(削除)													
123						83	( 3 ) 支 援 の 連 携 強 化	(1) 具体的 施策 ① 更生保 護に関 する地 域援助 の推進  (新規)	法務省は、刑法等の一部を改正する法律による 改正後の更生保護法の規定に基づき、保護 観察所において、更生保護に関する専門的知 識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間 団体等からの相談に応じて必要な情報の提 供、助言等を行うことを通じ、関係機関等に よる犯罪をした者等に対する支援の充実を図 る。  (新規)	法務											
124						84	② 更生保 護地域 連携拠 点事業 の充実 等	法務省は、「更生保護地域連携拠点事業」に おける、犯罪をした者等が困ったときに身近 に相談できる場所や日常の居場所を地域に確 保したり支援団体による地域支援ネットワー クを構築するなどの支援体制の整備業務や、 犯罪をした者等に対する支援を行う民間協力 者からの相談に応じるなどの支援者支援業務 を充実させることにより、地域における“息 の長い”支援を推進する。  (新規)	法務												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
125						85	③	法務省は、法務少年支援センター（少年鑑別所）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、地域における多機連携を一層強化する。また、支援を必要とする当事者等の利便性向上の観点から、WEB面談システムの活用や、関係機関に赴くなどのアウトリーチ型の支援等について検討を進めるとともに、地域援助に関する制度の周知広報のための取組を積極的に推進するなどして、地域援助の充実を図る。  (新規)	法務												

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
126						86	(4)相 談で きる 場所 の充 実	(1) 具体的 施策 ① 刑執行 終了者 等に対 する援 助の充 実	法務省は、保護観察所において、刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法の規定に基づき、仮釈放や仮退院の期間を満了した者等から、電話やメールによるものを含め相談を受けるなどした場合、その改善更生を図るために必要であると認めるときは、保護観察所において、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、その特性や支援ニーズに応じた情報の提供、助言等を行うほか、地域の関係機関による支援につながるよう、必要な調整その他の援助を行う。  (新規)	法務										
127						87	② 更生保 護施設 による 訪問支 援事業 の拡充	法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、訪問支援事業を早期に全国展開するなど、更生保護施設が地域で生活する犯罪をした者等に対して継続的なアウトリーチ型支援を実施するための体制の整備を図る。  (新規)	法務											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)				
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局

7 【関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組】

【関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組】

128	##	体 制 の 整 備 等	① 関係機 関にお ける人 的体制 の整備	警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。	警察、法務、厚労	88	の 整 備 等	① 関係機 関にお ける人 的・物 的体制 の整備 ア 関係機 関にお ける人 的体制 の整備	警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。	警察、法務、厚労										
129	##		② 関係機 関の職 員等に 対する 研修の 充実等	警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。	警察、法務、文科、厚労	89		イ 関係機 関の職 員等に 対する 研修の 充実等	警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。	警察、法務、文科、厚労										

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
130	##		③ 矯正施設 の環境 整備	法務省は、矯正施設について、耐震対策を行うとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する。	法務	90		ウ 矯正施設 の環境 整備	法務省は、矯正施設について、引き続き、耐震対策を行いつつ、医療体制の充実強化及びバリアフリー化に取り組む。また、被収容者の特性に応じた処遇の充実強化及び新設される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の適切な運用等のための環境整備を着実に推進する。 (修文)	法務											
131						91		② 業務の デジタル 化、 効果検 証の充 実等 ア 矯正行 政・更 生保護 行政の デジタ ル化と データ 活用による 処遇等の 充実の ための 基盤整 備	法務省は、受刑者等の情報を管理する業務システムの刷新により、情報をデジタル化し、一元的管理を推進することで、矯正行政の効率化を図るとともに、より精度の高いデータに基づく処遇の実態把握や再犯防止効果の可視化を通じて矯正処遇の一層の充実を図る。また、保護司活動の負担低減、データ活用による保護観察の高度化、刑事手続と保護司活動とのデータ連携等に向けて、更生保護業務全般のデジタル化に取り組み、保護観察処遇等を一層充実させるための基盤を整備する。 (新規)	法務											

通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)				【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)				【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)				【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)							
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局
132						92	イ	再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用	法務省は、再犯の状況をより迅速かつ詳細に把握し、効果的な処遇を実施するため、刑事司法における情報通信技術の活用状況等を踏まえて、検察庁・矯正施設・保護観察所等の保有する情報の一層の連携を促進するとともに、刑事情報連携データベースの機能等を見直してその効率化・高度化を図る。また、連携した情報のより効果的な利活用方を検討し、犯罪や非行の実態等に関する調査研究を推進する。 (新規・一部旧87から移動)	法務										
133						93	ウ	再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進	法務省は、就労支援を受けた者のその後の就労継続の状況や薬物依存のある者を地域における治療・支援につなげることによる効果を把握する方法を検討するなど、再犯の防止等に関する施策についての効果検証の一層の充実を図る。また、効果検証の結果や、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を踏まえ、施策の見直しを含め、再犯の防止等に関する施策の一層の推進を図る。 (新規・一部旧87から移動)	法務										
134						94	③	再犯防止関係者の人材育成等	法務省は、研修等を通じ、地方公共団体や民間協力者等との知見の共有や相互の情報交換等を行うことで、再犯の防止等に関わる専門人材や理解者の育成を図る。また、相互理解の促進や連携強化のため、地方公共団体等との人事交流の積極化を図る。 (新規・一部旧100から移動)	法務										



通し 番号	【国】再犯防止推進計画(H30年度～R4年度末までの5年間)(旧)					【国】第二次再犯防止推進計画(R5年度～R9年度末までの5年間)(新)					【道】北海道再犯防止推進計画(令和3年3月)					【道】北海道再犯防止推進計画一部見直し(令和〇年〇月)					
	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	担当 省庁	番号	大項目	施策	取組	関係部局	番号	大項目	施策	取組	関係部局	
136	##		イ 法教育 の充実	法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。	法務、 文科	96		イ 法教育 の充実	法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資する基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。	法務、 文科											